

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

小口資金貸付規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一時的に生活に困窮している世帯に対し生活の安定を図るため小口資金の貸付に関し、必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第 2 条 貸付の対象は、町内に居住する世帯で貸付を受けることによって生活安定の一助となると認められる者に対して行うものとする。

(貸付金の使途)

第 3 条 この資金は、次に掲げる費用にあてるものとする。

- (1) 教育に必要な費用
- (2) 自立更生、就労等の支度に必要な費用
- (3) 疾病の治療等に必要な費用
- (4) 生活上緊急に必要な費用
- (5) その他、特に会長が必要と認めた費用

(類似制度の優先利用)

第 4 条 小口資金と類似した制度が利用できる世帯は、これを優先して利用するものとし、その貸付限度額が小口資金の貸付限度額より低額の場合に限り、差額の範囲内において貸し付けることができる。

(貸付限度額)

第 5 条 貸付限度額は、30,000 円までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は 50,000 円までとすることができる。

(貸付金の利子)

第 6 条 この貸付金は、無利子とする。

(返済期間)

第 7 条 貸付金を受けた世帯は、その借り受けた翌月から起算して 6 カ月以内に月賦または一括にて返済しなければならない。

(申込方法)

第 8 条 この資金の貸付を受けようとする者は、小口資金借入申請書(様式第 1 号)に必要な事項を記入し、会長に提出する。

2 第 5 条ただし書きに規定する貸付を受けようとする世帯は、小口資金借入申請書に連帯保証人 1 名の署名及び押印を受けて申請するものとする。

(連帯保証人)

第 9 条 連帯保証人は、町内に居住し、かつ世間的に信用のある者とする。ただし、諸般の事情などにより会長が特に認めたときは、近隣市町村居住者をあてることができる。

2 連帯保証人は、小口資金の貸付を受けた世帯(以下「借受世帯」という)と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、小口資金 2 口以上の債務を保証することはできない。ただし、会長が認めたものはこの限りではない。

4 民生委員は、連帯保証人となることができない。

5 借受世帯は、他の借受世帯の連帯保証人となることはできない。

(貸付決定)

第 10 条 会長は、第 8 条の申請書を受理したときは、内容を審査し貸付の可否を決定した後、小口資金貸付決定通知書（様式第 2 号）または小口資金貸付不承認通知書（様式第 4 号）を借受世帯、連帯保証人、地区民生委員にそれぞれ通知する。

2 貸付が決定した者については、小口資金借用証書（様式第 3 号）と引き換えに資金を貸し付ける。
（返済の猶予及び免除）

第 11 条 会長は、借受世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、借受世帯の小口資金支払い猶予・免除申請書（様式第 5 号）に基づき地区民生委員の意見を聴取して返済の猶予をする。また、免除については理事会の承認を得るものとする。

- (1) 借受世帯の申請者が死亡または疾病したとき
- (2) 災害等により甚大な損害をうけたとき
- (3) その他、会長が必要と認めた場合

（貸付金の返還）

第 12 条 会長は、借受世帯が次の各号のいずれかに該当するとき、貸付期間中であっても資金の一部または全部の返還を命ずることができる。

- (1) 町外に居住を移すとき
- (2) 虚偽の申請により貸付をうけたとき
- (3) その他、著しく規程に違反したとき

（届出）

第 13 条 借受世帯が次の各号のいずれかに該当するとき、小口資金変更届（様式第 6 号）に必要な事項を記入して、すみやかに会長に届出なければならない。

- (1) 借受世帯または連帯保証人が住所を変更したとき
- (2) 借受世帯または連帯保証人が改名または改姓したとき

2 連帯保証人が死亡したときは、前項の規定に準じて届出をし、連帯保証人の変更をしなければならない。

（財源）

第 14 条 この資金の財源は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会一般会計からの繰入金、社会福祉法人開成町社会福祉協議会小口資金貸付特別会計の繰越金で運営するものとする。

（委任）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 3 月 26 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。